

税金について楽しく学ぼう【分割納付は認められない?】

窓口や電話をいただいた際に、こんな話になることがあります。

毎日の生活で精一杯だから、税金まで払えるわけがないよ…



ほかの支払いが多く、税金を一括では納められない。
「月々〇〇〇円」なら納めることが出来そうなので
分割納付をお願いしたいんだけど…



苦しいって相談しても時間のムダだった
どうせ、なにを言っても、どうにもならないんでしょう！



これは、納税課の日常です。

「分割納付を認めてあげれば済む話じゃない?」と思われるでしょうか?

それとも、「えっ?市役所は税金の納付を待ってくれるの?」と思われるでしょうか?



少しだけ、税金についてお話をします。

① 「税金まで払えるわけがない」?

→ 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税など)は、「住民だから」という理由だけで、誰にでも課税されているものではありません。

例えば、市民税は、前年の所得が一定額以上あった人に課税されます。

固定資産税は、毎年1月1日に、土地や家屋の所有者に課税されます。

では、軽自動車税はどうでしょう？

そうです！…固定資産税と同様に、毎年4月1日に、軽自動車やバイクなどの所有者に課税され、名義変更や廃車をしない限り課税は続きます。

【賦課期日について：地方税法第318条、第359条、第463条の16ほか】

つまり！…税金は、税を負担できるチカラ(能力)に応じて負担するものであり、公平に負担する仕組みとなっています。



→ 市税には、「納期限が定められている」ことをご存じでしょうか？

毎年、その期日が大きく変わることはありませんので、事前に確認し、納付の準備をしておくことをお勧めします。

(※金融機関が休業日の場合、翌営業日が納期限となります)。

【納期について：地方税法第320条、第362条第1項、第463条の17ほか】

働いて収入を得たり、マイホームや車を購入した場合、これから先、『税金を納める義務が生じる』ことも忘れずに、先々の収入と支出を予測し、ご自身で資金計画を立て資金管理することが大切と言えます。【納税の義務：日本国憲法第30条】



② 「月々〇〇〇円なら納められそう！」

→ 生活をしていて「なんとなくこのくらいの金額なら…」という感覚での分割額の提示やご自身で計算された「月々の可能と思われる金額」の提示のみで、分割納付のご相談をお受けすることは難しいのです。

なぜなら……(あとに続く！)。



③ そもそも「分割納付ってなに？」

→ 正式には、「徴収猶予」といいます。【徴収猶予の要件等：地方税法第15条】

条文では、○震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき

○本人または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき

○事業の廃止または休止したとき

……など、生活に急激な変化があった場合に、本人の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り、徴収を猶予することができると示されています。

また、申出者(猶予を受ける方)の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができるという記載もあります。

- 「〇〇〇円で分割納付したい」という申出に「そうですか、大変ですね、わかりました」と、簡単にお答えすることができない理由は！…この条文にあったのです。
むむっ！ 条文の“合理的かつ妥当なものに分割”とは一体どういうこと？ なんだか、わかりにくいなあ…と思いませんか？

お答えします！

合理的かつ妥当な分割とは…、申出者の財産状況等を詳細に確認させていただいたうえで、「生活の維持(または事業の継続)を困難にすることなく、猶予期間中の各月において納付可能な金額」かつ「最短期間で完納となる金額」を正しく算出して、分割しなければならないというものです。

では…、財産の状況ってどうやって確認するの？…という疑問が湧きませんか？

確認方法は…、徴収猶予の申請をする際は「事実を証するに足る書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体(大分市)の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長(大分市長)に提出しなければならない」と条文で定められています。【徴収猶予の申請手続等：地方税法第15条の2、大分市税条例第8条の2】



④ 「相談は時間のムダ」？

- 徴収猶予の要件に該当しない状況で、「苦しい」 → 「生活できない」 → 「分割納付したい」 → 「なぜ分割出来ないのか？」 → 「生活が苦しい」というお話の繰り返しとなった場合に、「時間のムダだった…」という結果になってしまうのではないかと思います。納税課では、**ご自身の大切な時間を無駄にしないためにも**、「生活が苦しい」という事実がわかる書類を可能な限り揃えて、相談いただくようお願いしています。

税金の納付は、憲法で国民の義務とされ、一度、正しく課税された税は、簡単に納期限を延ばしたり、取り消したり出来ないことをどうぞご理解ください。